

## 資料編

1. 洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会設置要綱
2. 洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会委員名簿

# 1. 洞爺湖町次世代育成支援対策推進

## 地域行動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条に基づき、次世代を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ、育成される地域社会の形成を実現するため策定された洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画（以下「行動計画」という。）における前期計画を評価し、後期計画を策定するため、洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (事務)

第2条 委員会は、後期計画の策定に関し必要な調査及び検討を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 前回の行動計画策定委員であった者
- (2) 教育、福祉、保健及び労働関係者等次世代育成支援対策に関係する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から後期計画の策定が終了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に洞爺湖町次世代育成支援対策推進行動計画専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会は、行動計画に係る専門的な事項を調査研究する。
- 3 専門部会の委員は、行動計画の内容に関する事項にかかわる洞爺湖町職員及び洞爺湖町教育委員会職員で構成する。
- 4 専門部会は、調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、児童福祉主管課においてこれを処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月18日から施行する。

## 2. 洞爺湖町次世代育成支援対策推進

### 地域行動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

- |                       |        |        |
|-----------------------|--------|--------|
| (1) 洞爺湖町校長会会長         | 小沼 和好  | (委員長)  |
| (2) 社会福祉協議会評議員        | 海老澤 邦子 |        |
| (3) 民生委員児童委員協議会主任児童委員 | 吉田 聡   |        |
| (4) 洞爺湖町 PTA 連合会会長    | 阿部 由紀子 |        |
| (5) 保育所代表 本町保育所所長     | 岡部 恵子  |        |
| (6) 前回公募委員            | 松本 秀男  |        |
| (7) 前回公募委員            | 津崎 峯子  |        |
| (8) 前回洞爺地区委員          | 大畑 浩司  |        |
| (9) 前回洞爺地区委員          | 篠原 和郎  | (副委員長) |
| (10) 洞爺湖町商工会経営指導員     | 茶畑 慶裕  |        |

平成22年 月

洞爺湖町健康福祉課 福祉・高齢者グループ

〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地

電話 0142(74)3001

fax 0142(74)2121

